

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 166 条の規定により公告する。

令和 6 年 11 月 5 日

香川県知事 池田 豊人

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和 6 年度田んぼダム PR 用屋外看板製作設置業務

(2) 委託業務の内容

別添「令和 6 年度田んぼダム PR 用屋外看板製作設置業務仕様書」による

(3) 納入場所

別添「令和 6 年度田んぼダム PR 用屋外看板製作設置業務仕様書」及び「納品場所一覧」による

(4) 納入期限

令和 7 年 1 月 31 日（金）

(5) 入札方法

当該公告における入札は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書及び仕様書の交付等）

令和 6 年 11 月 5 日（火）から令和 6 年 11 月 11 日（月）まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町 4 丁目 1 番 10 号

香川県農政水産部土地改良課 農業基盤整備グループ

電話番号：087-832-3438

FAX 番号：087-806-0205

電子メール：tochikai@pref.kagawa.lg.jp

※なお、入札説明書及び仕様書の交付を希望する者は、添付の入札説明書等交付申請書を上記に示した場所に提出すること。電子メールで入札説明書等の交付を希望する者は、入札説明書等交付申請書により電子メールで申請すること。

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和 6 年 11 月 12 日（火）正午までに、3 に示した場所に対し文書（入札説明書等に関する質問書）により行うこと。文書は FAX 又は電子メール

での送付も可とするが、FAXで送信する場合は、送信後に電話で着信の確認を行うこと。

回答は、令和6年11月14日(木)から令和6年11月21日(木)までの間、香川県ホームページ (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>) で公開する。

5 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

入札期間：令和6年11月20日(水)午前10時から令和6年11月21日(木)午後5時

(2) 開札の日時

令和6年11月22日(金)午前10時

(3) 開札の場所

香川県農政水産部土地改良課

6 郵便による入札

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否
否とする。

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和6年11月15日(金)午後3時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を香川県農政水産部土地改良課に提出すること。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (5) 応札しようとする業務を履行できる体制(屋外広告業の登録等)が整備されていることを証明した者であること。

9 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、8の(5)の要件を満たすことを証明する書類を令和6年11月15日(金)午後3時までに、香川県農政水産部土地改良課に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。
- (2) 提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和6年11月19日(火)までに通知する。

10 入札金額積算内訳書の提出

入札者は、入札書の提出に当たり、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした入札金額積算内訳書を添付すること。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第 171 条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第 147 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結しなければならないが、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 再委託の禁止

(1) 落札者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 落札者は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他甲が必要とする事項を記載した書面を香川県土地改良課担当者に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(3) (2) の規定により香川県土地改良課担当者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、落札者は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により落札者が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

17 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。